

議会運営委員会会議録

令和3年6月3日（木）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：13

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 6月 4日（金）午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 6月14日（月）午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 6月14日（月）午後5時
- 5 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第10号 別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和3年第4回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案からご説明します。

議案第70号の専決処分の承認「令和3年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」及び議案第71号の専決処分の承認「令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるところでございます。

まず、「議案第70号 令和3年5月31日専決」と記載しております「令和3年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、小型自動車競走事業特別会計の令和2年度決算に伴う10億2840万4千円の繰上充用に係る経費を補正するもので、既定の予算に36億9004万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を247億2138万5千円とするものでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、「議案第71号 令和3年6月1日専決」と記載しております「令和3年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルスワクチンの早期接種に要する経費につきまして補正するもので、一般会計の既定の予算総額に8023万3千円を追加して761億2732万2千円にするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案番号が戻りますが、「議案第58号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」及び「議案第59号 令和3年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、「議案第58号・第59号」と記載しております「令和3年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策事業等、当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費につきまして補正するものでございます。

一般会計では、既定の予算総額に3億410万3千円を追加して764億314万5千円にしようとするものでございます。

水道事業会計では、既定の予算総額に533万5千円を追加して43億294万4千円にしようとするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、予算関係議案の説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第60号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、押印を廃止することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第61号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正により、市民税関係では、医療費控除の特例の5年延長及び扶養親族の取扱いの見直しを行うものでございます。固定資産税関係では、民間事業者が整備する雨水貯留浸透施設の課税標準を令和6年3月31日まで3分の1とする特例措置を創設するものでございます。

「議案第62号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行に係る事務について新たに規定されたため、再交付に係る手数料に関する規定を削除するものでございます。

「議案第63号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきましては、中三集会所を無償譲渡するため、廃止するものでございます。

「議案第64号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、庄内交流センターと庄内保健福祉総合センターハーモニーを複合化するに当たり、庄内交流センターの位置の変更及び使用料を改定するものでございます。

「議案第65号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」につきましては、庄内保健福祉総合センターハーモニーと庄内交流センターを複合化するに当たり、庄内保健福祉総合センターハーモニーについて、施設の管理区分及び休館日の変更を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第66号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、市民や市内事業者の経済的な負担の軽減を図るため、ごみ専用指定袋の金額の見直しを行うものでございます。

「議案第67号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、水道事業の今後の安定給水の確保及び給水サービスの維持に向けた財政の健全化を図るため、基本料金及び従量料金を平均35%改定するもの、また、口座振替1回あたり110円を減額する口座振替割引を導入するものでございます。

「議案第68号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属及び寄附採納に伴い、10路線を認定するものでございます。

「議案第69号 財産の譲渡」につきましては、中三集会所の建物を、地元の認可地縁団体に無償で譲渡するものでございます。

3ページをお願いいたします。報告第6号から第12号までの6件の報告でございますが、「車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、令和2年度の「一般会計及び下水道事業会計の継続費繰越計算書」、「一般会計の繰越明許費繰越計算書」、「下水道事業会計の予算繰越」、飯塚市教育文化振興事業団等の「経営状況」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、ご説明いたします。

「令和3年 第4回市議会 定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第58号は総務委員会に、59号は経済建設委員会に、60号及び61号は総務委員会に、62号から64号までの3件は協働環境委員会に、65号は福祉文教委員会に、66号は協働環境委員会に、67号及び68号は経済建設委員会に、69号は協働環境委員会に、70号は経済建設委員会に、71号は協働環境委員会に、それぞれ付託していただいております。

なお、議案第71号は一般会計補正予算の専決議案ですが、補正の内容が1委員会のみ所管となっておりますので、申合せに基づき、協働環境委員会への付託としております。

次に、報告事項7件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。

次に、会期及び会議予定について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和3年第4回飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、6月11日から6月24日までの14日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

なお、6月21日及び22日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催し、引き続き、発言時のマスク着用、会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策を実施していくこととしております。

また、今定例会より、21日の経済建設委員会は第1・第2委員会室にて、福祉文教委員会は議場にて、22日の総務委員会は第1・第2委員会室にて、協働環境委員会は議場にて、それぞれ開催することといたしております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、6月4日、金曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、6月14日、月曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が1件ございます。

「陳情第10号 別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情」につきましては、そのデータをサイドブックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。陳情の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は6月17日、木曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願いいたします

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。